

貯金事業からのお知らせ

貯金事業とは、共済組合が加入者からお預かりした資金を効率的に運用し、その運用益を還元することにより福祉の増進を図ることを目的とした事業です。

■払戻及び解約金 送金日

区分	1回目	2回目
8月	15日(水)	30日(木)
9月	14日(金)	27日(木)
10月	15日(月)	30日(火)

- ・解約金は2回目に送金します。
- ・「貯金払戻(解約)請求書」の締切日は各所属所により異なりますので、共済事務担当課までお問い合わせください。
- ・払戻限度額は前月末の残高となりますので、請求書を提出する際は、払戻額が限度額を超えていないことをご確認ください。